

別紙

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

| | 指名停止措置業者名 | 住 所 |
|---|-------------------------|----------------------|
| 1 | 古俣工務店・斎藤運輸工業特定建設工事共同企業体 | 福島市鳥谷野字扇田1番地の1 |
| 2 | 株式会社 古俣工務店 | 福島市鳥谷野字扇田1番地の1 |
| 3 | 斎藤運輸工業株式会社 | 相馬郡飯舘村白石字町96番地の2 |
| 4 | 株式会社 共友工業 | 仙台市宮城野区萩野町3丁目4-12 2F |
| 5 | 合同会社 クリエイション | 盛岡市茶畑2丁目3-12 |

2 指名停止措置期間

平成30年4月13日から平成30年5月12日まで（1ヶ月）

3 指名停止措置の範囲

福島地方環境事務所管内

4 事実概要

福島環境再生事務所（当時）が発注し古俣工務店・斎藤運輸工業特定建設工事共同企業体が請け負った平成28年度川俣町汚染廃棄物対策地域における被災建物等解体撤去等工事において、二次下請業者である合同会社クリエイションが、作業員として雇用したベトナム人技能実習生3名に対し特殊勤務手当の一部を支払わなかったにも関わらず、虚偽の賃金台帳等を提出し適正に支払ったと報告を行っていた事実が判明し、元請の管理責任が問われる契約違反であることが確認された。

5 指名停止措置理由

本件は、環境省が定める「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」（平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知）（以下「指名停止の措置要領」という。）別表1第4号に該当する。

したがって、本件については、1ヶ月の指名停止措置を行うものとする。

指名停止の措置要領 別表1第4号

| 措置要件 | 期 間 |
|--|--------------------------|
| （契約違反） 4. 第2号（過失による粗雑工事）に掲げる場合のほか、自発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 2週間以上4ヶ月以内 |